

《希望申請要件》諏訪台中学校第二校庭改修工事

1 希望申請要件

- (1) 荒川区契約事務規則（昭和39年荒川区規則第8号。以下「規則」という。）第7条の2に規定する資格審査サービスに次のとおり登録されていること。

【申請種目】 運動場施設【2800】

【所在地】 不問

【共同格付】 ー（等級格付なし）

*登録基準日：入札参加申込書受付期間の最終日の属する月の1日

- (2) 平成31年4月1日から令和8年9月13日までの期間に、運動場施設の改修等について、次のいずれかの契約履行実績があること。（履行完了しているものに限る。）

【区内業者】

1) 官公庁発注の契約の場合、1件の金額が 2,700万円 以上（消費税を含む）の契約履行実績

2) 民間発注の契約の場合、1件の金額が 5,350万円 以上（消費税を含む）の契約履行実績

【区外業者】

1) 官公庁発注の契約の場合、1件の金額が 5,350万円 以上（消費税を含む）の契約履行実績

2) 民間発注の契約の場合、1件の金額が 1億700万円 以上（消費税を含む）の契約履行実績

*東京電子自治体共同運営サービス上の「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出の際に、②の契約実績を確認できる書類を「添付資料」欄に添付すること。（「参照」ボタンからファイル指定後、必ず「追加」ボタンを押下すること。）

*別途、最高完成工事実績報告書を提出済の場合は不要です。

*区内業者の定義：荒川区競争入札等参加者選定要綱第2条第4号に規定する業者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項及び規則第5条各号に該当していないこと。

- (4) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、規則第6条第1項に基づき、区から一般競争入札または指名競争入札に参加させない措置をとられていないこと。

- (5) 「荒川区入札等参加停止措置要綱」に基づく入札等参加停止措置又は「荒川区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 金融機関との取引が停止されているなどの経営不振の状況にないこと。

- (7) 組合及びその構成員が、同一の案件を希望することはできない。

- (8) 関係会社が、同一の案件を希望することはできない。

*関係会社の定義：東京電子自治体共同運営「物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引き」に記載する関係会社の定義による。

*上記の入札参加要件をすべて満たしている者は、原則入札に参加できるものとする。ただし、入札までに上記要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。また、開札後、落札者が契約締結までの間に上記要件を満たさなくなったときは、落札決定を取消し、次点を繰り上げて落札決定を行う。

2 その他注意事項

- (1) 発注図書は、申し込み後、入札参加資格が有となった者へ電子入札サービス上で配付する。

電子入札参加申込締切：令和8年9月29日（火）午前 10時00分 まで【厳守】

発注図書等配付予定日時：令和8年9月30日（水）午後 05時00分 以降配付予定

*電話や電子メールでの発注図書配付の連絡は行わない。上記発注図書等配付予定日時以降に、電子入札サービスの「希望申請」から一般競争入札参加者資格確認結果通知書を受領後、「発注図書等受領」から入札説明書・発注図書等を必ず受領すること。

- (2) 最低制限価格を設定する（事後公表 設定範囲について令和6年4月1日改正有）。
- (3) 本案件は、「週休2日制確保工事」です。
- (4) 現場説明会は行わない。
- (5) 入札保証金は免除とする。
- (6) 区発注工事の現場代理人については、工事現場への常駐を義務付けているが、一定の要件を満たす場合に限り他の工事との兼任を可能とする（詳しくは荒川区ホームページを確認のこと）。なお、営業所の専任技術者との兼務は認めない。
- (7) 監理技術者を専任で配置することが必要となる区発注工事において、監理技術者補佐を当該工事現場毎に専任で置いた場合、監理技術者は「特例監理技術者」となり複数（2工事まで）の工事現場との兼任を可能とする。（一定の要件を満たす場合に限る。詳しくは荒川区ホームページ「入札・契約関連規程等」の「荒川区特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱基準」を確認のこと。）

*特例監理技術者の配置を希望する場合は、東京電子自治体共同運営サービス上の「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出の際に、「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項及び必要書類を「添付資料」欄に添付すること。」（「参照」ボタンからファイル指定後、必ず「追加」ボタンを押下すること。）
- (8) 本件の落札者へは、「荒川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、労働環境の確認を行う。労働環境の確認は「労働環境の確認に関する報告書」の区への提出により行うが、区職員の面談形式によるヒアリングや関係書類の提出依頼、区職員及び社会保険労務士による事業所及び業務履行の現場の調査を行う場合がある。